

最高裁秘書第2519号

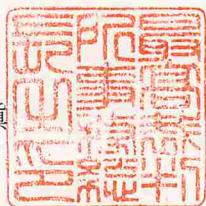
令和2年10月23日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村

慎



司法行政文書の開示についての通知書

9月18日付け（同月23日受付、第020489号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり情報を提供することとしましたので通知します。

記

1 提供する司法行政文書の情報等

裁判官会議（第6回）議事録抜粋（片面で3枚）

2 提供しないこととした部分とその理由

1の情報には、個人識別情報（署名及び印影）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 提供の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室） 電話03（3264）5652（直通）

裁判官会議（第6回）議事録

令和2年2月26日（水曜日）

裁判官会議室において、午前10時30分開議

出席者 大谷長官、池上、小池、木澤、菅野、山口、戸倉、宮崎、深山、三浦、草野、宇賀、林道晴、岡村各裁判官

大谷長官議長席に着く。

議事

4 裁判官以外の裁判所職員の俸給等の支給に関する規則及び裁判官の報酬以外の給与に関する規則の一部を改正する規則並びに関連する議決について

堀田人事局長から、資料第4に基づき、標記の規則及び関連する議決について説明があり、いずれも原案どおり決定した。

午前 11 時 22 分 終了

議長



秘書課長



裁判官以外の裁判所職員の俸給等の支給に関する規則及び裁判官の報酬以外の給与に関する規則の一部を改正する規則に
関連する議決案

- 1 裁判官の報酬等に関する法律及び裁判官の報酬等に関する規則において最高裁判所が定めるとされている事項並びに裁判官の報酬等に関する規則において一般の官吏の例によるとされている事項のうち、関係法令の規定により最高裁判所が定めるとされている事項は、所要の通達又は決裁をもって定める。
- 2 裁判官の報酬等に関する規則において、一般の官吏の例によるとされている事項のうち、関係法令の規定により最高裁判所の権限又は所掌事務とされているものは、最高裁判所長官又はその指定するものに委任する。
- 3 裁判官以外の裁判所職員の俸給等の支給に関する規則において最高裁判所が定めるとされている事項及び裁判官以外の裁判所職員の俸給等の支給に関する規則において準用する人事院規則の規定において最高裁判所が定めるとされている事項は、所要の通達又は決裁をもって定める。
- 4 裁判官以外の裁判所職員の俸給等の支給に関する規則において準用する人事院規則の規定において最高裁判所の権限又は所掌事務とされているものは、最高裁判所長官又はその指定するものに委任する。